**北海道福祉サービス第三者評価事業**

**２０２４年度評価調査者養成研修会開催要項（案）**

**１．目的** 　この研修会は、北海道福祉サービス第三者評価実施要綱第10条第1項第1号に規定する評価調査者養成研修として、評価調査者の養成を図ることを目的とします。

**２．主催** 北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構（北海道）

**３．日時**【１日目】　２０２４年　９月１４日（土）　午前9時30分から午後5時30分まで

【２日目】　２０２４年　９月１５日（日）　午前9時30分から午後5時30分まで

【３日目】　２０２４年１０月　１日（火）～１０月３１日（木）のうちの１日（10：00～17：00）

【４日目】　２０２４年１１月　２日（土）　午前9時30分から午後5時30分まで

**４．会場 　WEB会議システムZoom活用によるオンライン研修**

分野別現場実習（3日目）は北海道内の実習協力施設で実施

**５．受講対象者**次のいずれかの要件に該当する方（詳しくは別表２を参照）

ａ－１　組織運営管理業務を３年以上経験している者

ａ－２　組織運営管理業務を３年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者

ｂ－１　福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を３年以上経験している者

ｂ－２　福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を３年以上経験している者

ｂ－３　福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を３年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者

※両方に該当する方は、ｃ（ａ＋ｂ）という資格要件となりますので、申込のｃ欄にチェックして下さい。

**６．受講定員**80名（受講申込みが定員を超える場合は、受講をお断りする場合があります。）

　　　　　　　　　　また、新規受講者が９名に満たない場合、演習・実習ができないため研修を中止する場合があります。

**７．受講コース**第２希望まで選択。1コース９名に満たない場合、コースの変更をお願いする場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 受講コース | 研修内容 |
| 障がい  コース | 「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第2条に基づき、推進機構がHPに公開している「共通評価基準・内容評価基準」に基づき、障がい者・児施設関係の福祉サービス第三者評価に係る知識・技術を習得します。 |
| 保育  コース | 「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第2条に基づき、推進機構がHPに公開している「共通評価基準・内容評価基準」に基づき、保育所の福祉サービス第三者評価に係る知識・技術を習得します。 |
| 高齢者福祉  コース | 「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第2条に基づき、推進機構がHPに公開している「共通評価基準・内容評価基準」に基づき、高齢者分野の福祉サービス第三者評価に係る知識・技術を習得します。なお、実習は「介護老人福祉施設」のみとなります。 |
| 救護コース | 「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第2条に基づき、推進機構がHPに公開している「共通評価基準・内容評価基準」に基づき、救護施設の福祉サービス第三者評価に係る知識・技術を習得します。 |
| 児童館・放課後児童健全育成コース | 「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第2条に基づき、推進機構がHPに公開している「共通評価基準・内容評価基準」基づき、児童館及び放課後児童健全育成事業の福祉サービス第三者評価に係る知識・技術を習得します。 |

※　現時点で評価調査者の資格を有する方で、新たな専門領域（障がい・保育・高齢者福祉・救護・児童館・放課後児童健全育成）の付加を希望する方は、養成研修の2日目に新たな専門分野を受講してください。また、評価調査者資格を拡大したい方は、1日目を受講することにより、資格の拡大（ａまたはｂからｃへ）が可能となります。

**８．受 講 料** 　 ①初めて受講する方　　　　　　　　　　　　 　35,000円（消費税込）

②第１日目または第２日目のみ受講の方　　　10,000円（消費税込）

③第１日目と第２日目の両日受講の方　　 　　20,000円（消費税込）

※　実習等にかかる交通費等の実費は、各自で負担していただきます。  
※　自己の都合により必要な全課程を受講できなかった場合でも、受講料は返還しません。

**９．受講申込の方法**

**（１）申込期限（期限までに必着）**

　　　　２０２４年8月１６日（金）

※　期日までに申込みがない場合は、いかなる理由があっても、受講することはできません。

**（２）申込方法**

　①申込書に必要事項を記入の上、②顔写真（カラー・縦3cm×横2.5cm）と、③受講資格要件を証明する書類（「勤務証明書」・「資格証」の写し。詳細は別表２を参照のこと）を添付して提出してください。

※　写真は携帯版評価調査者証に使用します。写真の裏に氏名を必ず記載して下さい。過去に継続研修を受講された方についても写真は必要です（評価調査者証には、「組織運営管理」「福祉医療保健」｢総合｣の区分、「保育・障がい・高齢・救護・放課後児童クラブ・児童館」の区分を新たに印字します。）。

**（３）受講票について**

　　　当機構において受講申込者の受講要件を確認できた方から、順次受講票を送付します。受講票は受講当日に必ず持参して下さい。

また、受講料の納入については、受講票にてお知らせいたします。

**１０．研修プログラム**研修プログラムは別表１をご参照ください。

**１１．事前準備**

　｢第三者評価実践マニュアル改定新版（全139頁）｣については、各自でダウンロードしてお持ち下さい。全国社会福祉協議会のホームページ（http://www.shakyo-hyouka.net/panf/manual\_kaitei\_201903.pdf）よりダウンロードできます。

**１２．合否の判断**

受講者については、評価技能審査試験を実施するとともに、レポートの評価を行います。試験については、講義の内容及び「第三者評価実践マニュアル改定新版」から出題します。１０問出題し、６問の正答があれば合格とします。不合格の場合は、１回に限り追試験（2024年12月中、WEBにて）を受験することが可能ですが、その試験にも合格できない場合は、評価調査者となることができません。なお、不合格の場合でも、研修受講料は返却しません。

**１３．登録及び評価調査員証の交付**

前項の評価技能審査試験に合格された方を、評価調査者の資格者として北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構に登録します。また、２０２５年１月末日ころまでに携帯版評価調査員証（顔写真付）を送付します（修了証書を兼ねます）。

※　本登録により評価調査者としての活動を保障するものではありません。評価調査者として活動する場合は評価機関に所属や登録あるいは契約する必要があります。

**１４．個人情報の取り扱い**

この研修会の申込者、受講者、修了者に関する個人情報は、当法人の個人情報保護規程に基づき適切に取り扱います。申込に記載された個人情報は、この研修会の運営、連絡、評価調査者一覧の整備（北海道への情報提供含む）等の目的にのみ使用し、他の目的に使用することはありません。また、研修会を円滑に運営し、受講者相互の情報交換を行うことを目的に、受講者の氏名、市町村名、所属名等を記載した名簿を作成し、受講者、講師に提供します。

　　なお、評価機関への修了者情報の提供については、書面による項目ごとの同意に基づいて行います。この同意の範囲内で、評価機関に情報提供を行います。評価機関は、提供を受けた情報をもとに、評価調査者としての登録を呼びかける場合があります。

**１５．申込先、お問い合わせ先**

指定養成研修実施機関ふくしのよろずや神内商店合同会社　（平日火曜日～木曜日　10:00～16:00）

電話：011-644-8889　FAX：011-644-8889　Ｅ-mail：seminar＠jinnaisyouten.com

〒063-0841 札幌市西区八軒1条西２丁目3-28-305

**＜別表１＞　　　　　　　　　　２０２４年度評価調査者養成研修カリキュラム**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 区分 | 時 間 | 研 修 科 目 | | | 講 師 等 |
| 第１日（９月１４日／土） | 共通（基礎的）研修課程 | 9:00～9:30 | 受講者受付 | | | 研修事務局 |
| 9:30～9:50 | 開講式・オリエンテーション | | | 研修事務局 |
| 9:50～12:00  （2時間10分） | 講義１  福祉サービス第三者評価の理念と全体像  講義２  福祉サービス第三者評価調査者の役割と倫理 | | | 調整中 |
| 13:00～16:00  （3時間） | 講義３  福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの概要 | | |
| 16:00～17:30  （1時間30分） | 講義４  書面審査・訪問調査の基本的な考え方と留意点  講義５  報告書の記載方法と公表の方法 | | |
| 第２日（９月１５日／日） | 分野別研修課程 | 9:30～12:00  （2時間30分） | 選択科目（講義６） | | 【障がいコース】  障害者・児施設における第三者評価基準の理解 | 調整中 |
| 【保育所コース】  保育所における第三者評価基準の理解 | 調整中 |
| 【高齢者福祉コース】  高齢者施設における第三者評価基準の理解 | 調整中 |
| 【救護コース】  救護施設における第三者評価基準の理解 | 調整中 |
| 【児童館・放課後児童健全育成コース】  救護施設における第三者評価基準の理解 | 調整中 |
| 12:00～13:00 | 昼食・休憩 | | |  |
| 13:00～17:30 | 選択科目（演習１） | | 【障がいコース】 | 各ファシリテーター調整中 |
| 【保育所コース】 | 各ファシリテーター調整中 |
| 【高齢者福祉コース】 | 各ファシリテーター調整中 |
| 【救護コース】 | 各ファシリテーター調整中 |
| 【児童館・放課後児童健全育成コース】 | 各ファシリテーター調整中 |
| 第３日 | 分野別実習 | 9:30～17:30  (うち昼食・休憩あり) | 実習１（コース別）  ①障がい者  ②保育所  ③高齢者福祉（介護老人福祉施設）  ④救護  ⑤児童館・放課後児童 | | | ※事務局は同伴しません。各実習グループで運営します。 |
| 第４日（１１月２日／土） | 9:30～12:00 | 選択科目（演習２） | ①障がい  ②保育所  ③高齢者福祉（介護老人福祉施設）  ④救護  ⑤児童館・放課児童 | | 各ファシリテーター調整中 |
|  | 12:00～13:00 | 昼食・休憩 | | |  |
| 総括 | 13:00～16:30 | まとめ（各グループ発表と講評） | | | 各ファシリテーター調整中 |
|  | 16:40～16:45 | 閉講式 | | | 研修事務局 |
| 試 験 | 17:00～17:25 | 修了試験 | | |

※　コースによっては実習を他のコースで実施する場合があります（希望が9名未満の場合等）。

**＜別表２＞　　受講対象者の要件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ａ　組織運営系 | （１）組織運営管理業務を３年以上経験している者 | 常勤職員が２０人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として３年以上従事している者　※１ |
| （２）組織運営管理業務を３年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者 | 常勤職員が２０人以上の法人組織の役員ではないが、法人組織内で２０人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に３年以上従事している者　※１ |
| ｂ　福祉系 | （１）福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を３年以上経験している者 | ア　医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士の資格を持ち、当該業務を３年以上経験している者　※２ |
| イ　上記以外の資格で、機構がこれと同等と認める資格を持ち、資格取得後当該業務を３年以上経験している者　※２ |
| （２）福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を３年以上経験している者 | 大学・短大・専門学校において週１回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念（３年以上）している者　※２ |
| （３）福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を３年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者 | ア　福祉、医療、保健分野の行政や社会福祉協議会、非営利団体の常勤職員等（３年以上）で、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者　※２ |
| イ　民間企業や非営利団体の常勤職員等（３年以上）で、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者　※２ |

＜受講資格要件を証明する書類＞

　 「勤務証明書」と、福祉系の資格がある場合は「資格証」の写しを提出すること。

※１　２０人以上の組織を統括している（又はしていた）ことの客観的な証明となる書類を確認します。具体的には、勤務証明書の他に事務分掌表、組織図、役員であれば法人登記簿の写しなどが考えられます。申請者の申告のみでは認めません。

※２　資格取得後に３年以上経験を有することが必要です。資格証、勤務証明書などを提出いただき確認します。なお、(主任)介護支援専門員資格・相談支援専門員資格がある方については経験年数の証明は必要ありませんので、資格証の写しだけで結構です。

注１：継続研修修了者で、専門領域の拡大を目指す方は受講資格を証明する書類の提出は必要ありません。

注２：継続研修修了者で評価調査者資格を拡大したい方（ａまたはｂからｃへ）は、拡大したい資格要件の必要書類（上記※１または※２）を添付して下さい。

注３：上記全ての受講資格要件について資格証、経歴書を元に、審査委員会で審査の上、受講資格を決定します。なお、経験年数は受講申込日現在とします。